第二条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十五条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

第三条第一項中「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加え、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第三条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十五条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第四条中「第六条の二及び第七条の十の三第二項第一号」を「第七条の十の三第三項第一号」に改める。

第六条第一号中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同条第三号中「建物、」を削る。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二　削除

第六条の四の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第七条の五第一号中「第一条の二第一項第二号ヌ」を「第一条の二第一項第二号リ」に改める。

第七条の六第一項中「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加え、同条第四項中「及び副本二通」を削る。

第七条の十第一項中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改め、「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加える。

第七条の十の二第一項中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改める。

第七条の十の二の二中「第四十六条の二の二第三項」を「第四十六条の二の三第三項」に、「第六条の二第一号から第四号まで及び第七条の十二第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の各号を加える。

一　警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三　主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四　再処理施設中人が常時立ち入る場所、再処理施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五　再処理施設における火災及び爆発を防止する能力その他の性能の確認検査

第七条の十の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十六条の二の二第三項」を「第四十六条の二の三第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十八条に規定する再処理施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第七条の十の四中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に、「第四十六条の二の二第三項」を「第四十六条の二の三第三項」に改める。

第七条の十一中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改める。

第七条の十二を次のように改める。

第七条の十二　削除

第七条の十三第四項中「及び副本二通」を削る。

第七条の十四の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により再処理の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第五号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「合併の日」の下に「又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人の分割の日」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第七条の十四第二項第四号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　前号に規定する法人が法第四十四条の三第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第七条の十四第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第八条第一項の表第一号ロ中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改め、同表第二号イ中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同表第三号ニを同号ホとし、同号にニとして次を加える。

ニ　警報装置から発せられた警報の内容	その都度

第八条第一項の表第九号イを削り、同号ロ中「第十六条の二第二項第一号」を「第十六条の二第一項第一号」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「第十六条の二第二項第二号」を「第十六条の二第一項第二号」に改め、同号ハを同号ロとし、同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号を同表第十二号とし、同表第十号の次に次の一号を加える。

十一　法第五十条の四の二第一項に規定する再処理施設の安全性の向上のための評価の結果	評価の都度

一年間	第七項に定める期間

第八条第七項中「並びに第十一号」を「、第十一号並びに第十二号」に改める。

第八条の三中「法第四十八条第一項の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じるに当たつては、品質保証計画を定め、これに基づき保安活動」を「法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九条から第十六条の二までに規定する措置を含む。）」に改める。